平成２３年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿児島市下福元町8935番地２　ハイツユニバーシティ401号
破産者　柳田　好史
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
盛岡市南仙北２丁目９番27号
破産者　高橋　　誠
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４６０号
盛岡市三本柳４地割８番地13　サンライフ都南Ａ―103号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割５番地30
破産者　澤下　一博
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２号
秋田県仙北市西木町上桧木内字寺村108番地
破産者　松本　秋男
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７４号
山形市蔵王半郷21番地
破産者　高橋由紀子
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４号
山形県米沢市大字板谷215番地の６
破産者　齊藤　光子
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３０９号
福島県郡山市並木５丁目14番地の４
破産者　佐藤　　修
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
千葉県山武市横田739番地11
破産者　吉村　　典
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９２号
北海道札幌市豊平区西岡２条２丁目１番20―306号
破産者　白土　　昇
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９３５号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新206
破産者　玉田　貢一
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
長野市東鶴賀町30番地６　光ハイツ602、開始決定時の住所長野市柳町28番地　カーサグレイス401
破産者　小林　俊久
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
岐阜県不破郡垂井町1986番地の７　セピアコート103号
破産者　松下　英夫
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
静岡県富士宮市万野原新田3485番地の10
破産者　犬上　　猛
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４１５号
愛媛県松山市古川北２丁目19番32号
破産者　吉田　康人
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
長崎県諫早市西里町568番地１、前住所長崎県諫早市赤崎町665番地２
破産者　北御門　繁
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第２９３号
茨城県つくばみらい市谷井田1358番地13
破産者　髙橋　正剛
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９２号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
破産者　長友　薫徳
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１９３号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2477番地５
破産者　長友　幸子
１　決定年月日　平成24年２月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１７３号
北海道勇払郡厚真町字宇隆352番地の２
破産者　武田　貴幸
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５５４号
茨城県東茨城郡城里町大字高根735番地の５
破産者　小林　浩行
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８０号
茨城県常陸大宮市泉541番地の301　シャインハイツＫ
破産者　斎藤　　剛
１　決定年月日　平成24年２月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所